

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月24日
【会社名】	株式会社 THEグローバル社
【英訳名】	The Global Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永嶋 秀和
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社グローバル住販 取締役財務経理部長 吉田 修
【最寄りの連絡場所】	株式会社グローバル住販 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	株式会社グローバル住販 03 - 5908 - 3602
【事務連絡者氏名】	株式会社グローバル住販 取締役財務経理部長 吉田 修
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	1,167,763,476円(注)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

(注) 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社グローバル住販の平成21年12月31日における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,559,800株 (注)1.2.3.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。(注)4.

- (注)1. (株)グローバル住販の発行済株式総数25,598株(平成22年2月28日現在)に基づいて記載しており、実際に持株会社たる(株)THEグローバル社(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成22年3月8日に開催された(株)グローバル住販の取締役会決議(株式移転計画の承認及び臨時株主総会への付議)及び平成22年4月9日開催予定の(株)グローバル住販の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行する予定です。
3. (株)グローバル住販は、当社の株式について、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
 なお、ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日に株式会社大阪証券取引所と合併することを予定しており、当該合併の効力が発生した場合、当社の株式は株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場に上場される予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1.2.

- (注)1. 普通株式は、当社成立の日の前日の(株)グローバル住販の最終の株主名簿に記録された株主に、(株)グローバル住販の普通株式1株に対して100株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。が、(株)グローバル住販の平成21年12月31日における株主資本の額は1,167,763,476円であり、発行価額の総額のうち288,797,666円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、ジャスダック証券取引所への上場申請手続きを行い、いわゆるテクニカル上場(株券上場審査基準第3条第5項第3号)により平成22年7月1日よりジャスダック証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が株式交換、株式移転により他の会社の完全子会社となる場合に、その他の会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。
3. ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日に株式会社大阪証券取引所と合併することを予定しており、当該合併の効力が発生した場合、当社の株式は株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場に上場される予定です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

1. 株式移転の背景及び目的

㈱グローバル住販のグループでは、連結子会社㈱エルシードにおいて、事業用地の仕入れを行い、主に新築マンションを企画開発し、エンドユーザーに分譲しております（不動産分譲事業）。その商品企画にあたって、㈱グローバル住販が企画コンサルティングを行い、販売代理（販売企画・販売業務・契約業務）を行います（不動産販売代理事業）。完成後のマンションの管理組合より管理業務を連結子会社㈱ハートウェルス・マネジメントが受託しております（その他事業）。また、連結子会社㈱エルキャストにおいて、戸建の企画開発をし、エンドユーザーに分譲しております（不動産分譲事業）。その他、㈱エルシードにおいては、新築マンションの開発分譲以外にも、収益用賃貸マンション又はオフィス・商業ビルの開発や既存建物のリノベーション等も行い、投資家・ファンド等に売却する事業を行っております（不動産ソリューション事業）。

当社グループの属する不動産業界におきましては、販売価格調整や減税政策等により回復の兆しが見られましたが、新設住宅着工戸数の減少や金融機関の融資厳格化により、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、前期（平成21年6月期）より継続するリセール事業（買取再販事業）、前期（平成21年6月期）後半より再開した新築マンション開発事業、今期（平成22年6月期）より本格的に事業の取組みを開始した戸建事業の3つを事業の柱として展開する予定でしたが、リセール事業においては、競合他社の新規参入が相次ぎ、これに伴い物件仕入にかかる他社との競争が激化するなど、仕入価格が高騰したため、高値による無理な仕入は、更なる販売不振を招き二次災害の可能性が高まるとの判断から仕入を控えており、その結果、当該事業は縮小傾向となっております。

一方、新築マンション開発事業においては、事業期間が1.5年から2年と長期であるものの、同業他社の経営破綻などによる不良債権化した物件が減少していることに加え、販売中の新築分譲マンション市場の品薄感が出てきております。また、土地価格が下落していることや建築費が割安傾向となってきたことなどを総合的に勘案して、事業用地の絶好の仕入時期と捉えており、価格高騰した状態にあるリセール物件の仕入を継続的に実施しリセール事業を展開することよりも、新築マンション開発事業に注力する方が、収益性が高いと考え、競合他社が参入する前に、先手を打つことが今後の事業を有利に展開することができると判断し、中長期を見据えた自社開発物件の開発及び販売の強化のための積極的な用地仕入れを実施するなど、新たなフェーズでの当社及び当社グループの企業価値の向上を図るため、当社グループの「第二創業期」に向けた新たな基盤づくりに邁進しております。

このような状況を踏まえ、今後も当社が継続的に成長していくこと並びに業界の市況回復時において更に大きなアドバンテージを得るためには、戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進できる体制を強化することが不可欠であり、業界の市況回復による競合他社との競争激化を避けるべく、優位性を向上させ、グループ全体の経営・事業戦略の立案及び経営管理機能を強化させることが最重要と考え、持株会社体制へ移行することといたしました。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社 THEグローバル社 The Global Ltd.		
(2) 事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務		
(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長	永嶋 秀和	現(株)グローバル住販 代表取締役社長 現(株)エルシード 取締役 現(株)エルキャスト 取締役
	取締役	吉田 修	現(株)グローバル住販 取締役財務経理部長
	取締役	岡田 一男	現(株)グローバル住販 経営企画室長 現(株)エルシード 取締役
	取締役	永嶋 康雄	現(株)エルシード 代表取締役社長
	取締役(社外)	宗吉 敏彦	現(株)グローバル住販 取締役 現更生会社 (株)クリード 管財人
	監査役(社外)	三枝 龍次郎	現(株)グローバル住販 監査役 現(株)エルシード 監査役 現(株)ハートウェルス・マネジメント 監査役
	監査役(社外)	後藤 勇	現(株)グローバル住販 監査役 現(株)エルシード 監査役 現(株)ハートウェルス・マネジメント 監査役
	監査役(社外)	岡崎 鶴男	現(株)グローバル住販 監査役 現(有)岡崎 代表取締役社長
(5) 資本金	288,797,666円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	6月30日		

提出会社の企業集団の概要

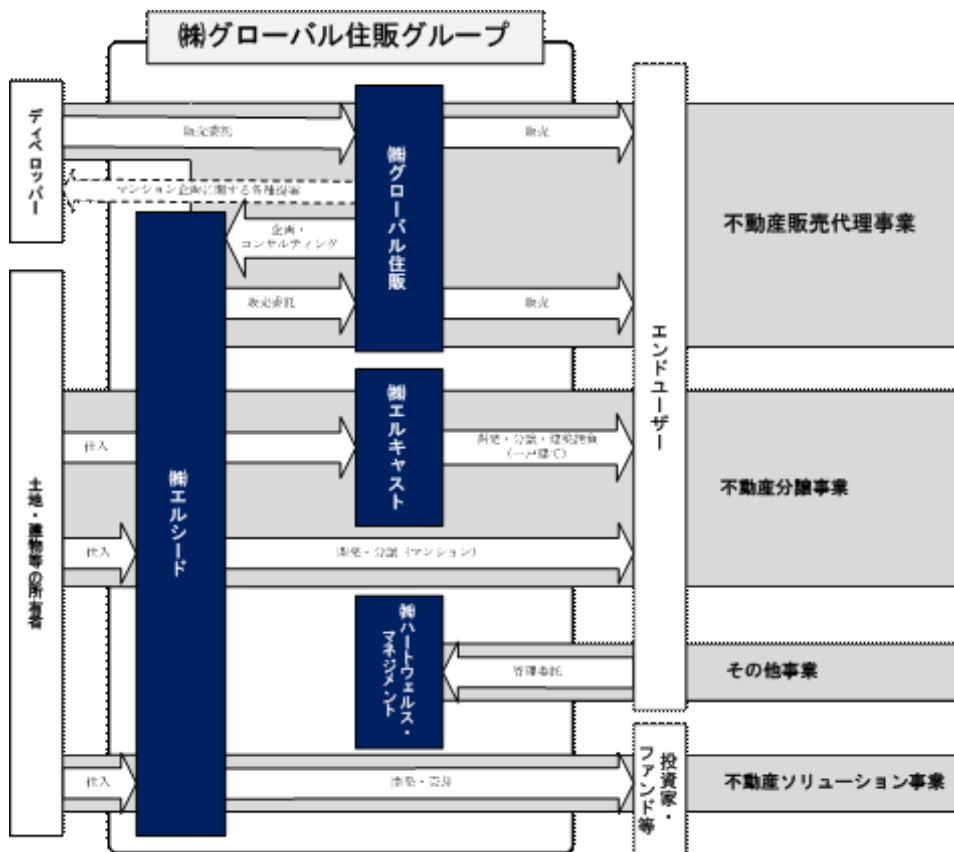
当社と(株)グローバル住販の状況は以下のとおりです。

(株)グローバル住販は、臨時株主総会による承認を前提として、平成22年7月1日(予定)を期して、株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立(以下「本株式移転」といいます。)することにしております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					役員(名)	従業員(名)			
(連結子会社) (株)グローバル住販	東京都新宿区	288,797	不動産販売代理事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、(株)グローバル住販は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の平成21年12月31日現在の状況は、次のとおりです。

㈱グローバル住販と子会社等の状況を事業系統図によって示すと、次のとおりです



1 不動産分譲事業

当社グループの中核事業であり、自社ブランド「ウィルローズ」シリーズとして主に首都圏において新築マンションの企画・開発・分譲を行っております。また、当事業は、㈱グローバル住販が販売代理で培ってきた商品企画力、マーケティング力を生かし、企画コンサルティングを行いながら、㈱エルシードが用地仕入の実施、外注先を利用した設計監理や建設工事といった開発を行い、エンドユーザーに分譲しております。シングル又はDINKS向けの1LDKを中心としたコンパクトマンションの開発から3LDK・4LDKタイプ中心のファミリータイプマンションの開発まで、その物件のエリアや交通・立地条件等の特性を考慮して、物件毎にロット割り構成・設備・デザイン性の商品企画に独自性を持たせております。その他、当事業では戸建分譲も行っております。

2 不動産販売代理事業

当社グループ開発物件（以下「自社開発物件」という）の販売業務に加え、他社ディベロッパーの開発物件（以下「他社開発物件」という）の販売代理を行っているのが、不動産販売代理事業であります。自社開発物件のみならず他社開発物件においても、プロジェクト用地の仕入段階から事業に参画し、商品企画の提案を行い、販売業務については販売企画の提案、モデルルームの運営管理、接客販売業務、契約業務、エンドユーザーへの引渡業務までを行っております。また、新築マンションの販売代理に限らず、不動産の仲介業務（売買仲介）もこれに含まれます。

3 不動産ソリューション事業

不動産ソリューション事業は、エンドユーザーに分譲するマンション・住宅等以外の収益用不動産を開発又はリノベーションを行い、一般投資家、私募ファンド、J-REIT等へ一括売却する事業であります。事業用地を仕入れ、賃貸マンションやオフィス・商業ビル等の㈱グローバル住販がその土地に最も合うと考える収益物件を開発しております。また、既存のビル等を取得し、外観デザインや設備等のリノベーションを行い、収益性の高い物件として再生させることにより不動産のバリューアップを図っております。

4 その他事業

その他事業においては、自社開発を行った分譲マンションの管理業務を行っております。マンション管理業務は、平成18年8月の「ウィルローズ瑞江」の管理業務開始を皮切りに、当社グループで分譲したマンションの管理業務を受託し、事業拡大を図っております。

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)エルシード (注)3、4	東京都新宿区	100,000	不動産分譲事業 不動産ソリューション事業	100.0	分譲マンションを開発し、(株)グローバル住販がその販売代理を行っております。
(株)エルキャスト(注)2	埼玉県所沢市	21,000	不動産分譲事業	47.6	戸建の開発販売を行っております。
(株)ハートウェルス・マネジメント(注)4	東京都新宿区	50,000	その他事業	100.0	自社開発した分譲マンションの管理業務を行っております。
アドニス有限責任中間法人	東京都港区	6,000	その他事業	100.0	特定目的会社等の特定出資等の取得、保有及び処分のため設立。
(持分法適用関連会社) 205West147thStreet,LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	US\$ 115万	その他事業	35.0	(株)グローバル住販が出資しております。
(株)アスコット・アセット ・コンサルティング	東京都千代田区	13,710	不動産販売代理事業	28.0	(株)グローバル住販が出資しております。

(注)1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

- (株)エルキャストは、実質的に(株)グローバル住販が支配しているため連結子会社としております(緊密な者又は同意している者の所有割合は52.4%)。
- (株)エルシードについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 特定子会社であります。
- 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、(株)グローバル住販は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

役員の兼任関係

未定です。

取引関係

当社の完全子会社である(株)グローバル住販と関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

(株)グローバル住販は、臨時株主総会による承認を条件として、平成22年7月1日（予定）を期して、当社を株式移転設立完全親会社、(株)グローバル住販を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成22年3月8日開催の取締役会において作成し、株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を決議いたしました。

本株式移転計画に基づき、(株)グローバル住販の普通株式1株につき当社の普通株式100株をもって割当て交付します。本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

2．株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社グローバル住販（住所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号、代表者：永嶋秀和、以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により株式移転設立完全親会社である株式会社 THEグローバル社（以下「乙」という。）を設立するため、以下のとおり株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、甲は単独株式移転の方法により、新たに設立する乙の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社 THEグローバル社 定款」に記載のとおりとする。

第3条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 永嶋 秀和（代表取締役社長）
吉田 修
岡田 一男
永嶋 康雄
宗吉 敏彦（社外取締役）
- (2) 設立時監査役 三枝 龍次郎（社外監査役）
後藤 勇（社外監査役）
岡崎 鶴男（社外監査役）
- (3) 設立時会計監査人 あずさ監査法人

第4条（乙が本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の最終の甲の株主名簿に記録された甲の株主に対して、その有する甲の普通株式に代わり、甲が乙の成立の日の前日の最終の時点における甲の発行済株式の総数の合計に100を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、前項の乙の普通株式を、乙の成立の日の前日の最終の甲の株主名簿に記録された株主（但し、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りの請求をする甲の株主については、当該株主に代えて、甲が株主として記録されているものとみなす。）に対して、その有する甲の普通株式に代わり、次のとおり割当てる。
甲の株主については、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式100株

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 288,797,666円
- (2) 資本準備金の額 175,597,665円
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、甲の第3回新株予約権（その内容は別紙2「株式会社グローバル住販第3回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「甲第3回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、甲第3回新株予約権に代わり、甲が乙の成立の日の前日現在発行している甲第3回新株予約権の総数と同数の乙の第1回新株予約権（その内容は別紙3「株式会社THEグローバル社第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「乙第1回新株予約権」という。）を交付する。
2. 前項の規定により交付される乙第1回新株予約権の割当てについては、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する甲第3回新株予約権1個につき乙第1回新株予約権1個の割合をもって割当てる。
3. 乙は、本株式移転に際して、甲の第4回新株予約権（その内容は別紙4「株式会社グローバル住販第4回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「甲第4回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、甲第4回新株予約権に代わり、甲が乙の成立の日の前日現在発行している甲第4回新株予約権の総数と同数の乙の第2回新株予約権（その内容は別紙5「株式会社THEグローバル社第2回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「乙第2回新株予約権」という。）を交付する。
4. 前項の規定により交付される乙第2回新株予約権の割当てについては、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する甲第4回新株予約権1個につき乙第2回新株予約権1個の割合をもって割当てる。
5. 乙は、本株式移転に際して、甲の第5回新株予約権（その内容は別紙6「株式会社グローバル住販第5回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「甲第5回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、甲第5回新株予約権に代わり、甲が乙の成立の日の前日現在発行している甲第5回新株予約権の総数と同数の乙の第3回新株予約権（その内容は別紙7「株式会社THEグローバル社第3回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「乙第3回新株予約権」という。）を交付する。
6. 前項の規定により交付される乙第3回新株予約権の割当てについては、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する甲第5回新株予約権1個につき乙第3回新株予約権1個の割合をもって割当てる。

第7条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成22年7月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第8条(乙の株式上場及び株主名簿管理人)

1. 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社JASDAQ証券取引所への上場を予定する。
なお、株式会社JASDAQ証券取引所は、平成22年4月1日に株式会社大阪証券取引所と合併することを予定しており、当該合併の効力が発生した場合、乙株式は株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場に上場される予定である。
2. 乙の株主名簿管理人は、中央三井信託銀行株式会社とする。

第9条(本株式移転計画の効力)

本株式移転計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 乙の成立の前日までに、甲の株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項の承認が得られなかった場合。
- (2) 乙の成立の日までに、法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合。

第10条(剰余金の配当)

甲は、平成22年6月30日の最終の甲の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり1,500円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第11条(事情変更)

本株式移転計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、甲の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲は、本株式移転計画の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

本株式移転計画の作成を証するため、次に記名・押印する。

平成22年3月8日

甲：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社グローバル住販
代表取締役社長 永嶋 秀和

[次へ](#)

別紙1「株式会社 THEグローバル社 定款」

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社 THEグローバル社と称し、英文ではThe Global Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
 - (1) 不動産の所有、売買、賃貸、管理、仲介、調査、斡旋、鑑定及びこれらの代理、仲介並びにコンサルティング
 - (2) 資産運用・管理、経営及び財務に関するコンサルティング
 - (3) 不動産の有効利用に関するコンサルティング
 - (4) 不動産の調査、診断及びコンサルティング
 - (5) 建物の内外装工事、設備工事の設計監理、施工、請負及びその仲介、コンサルティング
 - (6) 家具、インテリア用品、住宅設備機器、什器及び電化製品の製造、販売、販売企画及びその仲介、コンサルティング
 - (7) 会員制ホテル、会員制リゾートクラブ等の経営及びその利用の斡旋並びにコンサルティング
 - (8) サウナ及びスパ業の経営及びその利用の斡旋並びにコンサルティング
 - (9) 不動産の清掃業務及び警備業務の請負
 - (10) マンション管理業、ビルの総合管理及びその他不動産の管理業務の受託
 - (11) ホテル・旅館業、及び寮・寄宿舎・ゲストハウスの運営、管理及び経営
 - (12) ゴルフ場、スキー場、食堂並びに観光・レジャー・娯楽施設、スポーツ施設、温泉浴場、温湯等を利用した保養又は休養を推進する施設、駐車場等の経営及び管理
 - (13) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供並びに広告、宣伝に関する企画、制作及び代理
 - (14) 建築士事務所の経営
 - (15) 建築一式工事・土木一式工事請負業
 - (16) 企業の合併、買収、事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する指導、斡旋並びに仲介
 - (17) 有価証券の保有、売買及び運用
 - (18) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する調査及び投資
 - (19) 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人の設立企画人としての業務
 - (20) 不動産特定共同事業法に基づく事業
 - (21) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資
 - (22) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
 - (23) 飲食店及びフランチャイズチェーン店の経営
 - (24) 飲食店用厨房機器及び設備並びにビール・酒類の製造設備の製造、販売及びリース
 - (25) 飲食店舗の設計、建築、販売及びリース
 - (26) 食品、酒類及び煙草の小売販売業並びに飲食店用原材料の仕入、販売及び斡旋
 - (27) 古物の売買
 - (28) 情報サービス業
 - (29) 損害保険代理業
 - (30) 生命保険の募集に関する業務
 - (31) 前各号に付帯関連する一切の業務
2. 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関の設置）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（基準日）

第13条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

（招集権者及び議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の解任方法)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。

2. 取締役会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役の報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の数）

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任方法）

第29条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（常勤監査役）

第31条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役の報酬等）

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第35条 会計監査人の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（会計監査人の任期）

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附則

（最初の事業年度）

第1条 定款第39条（事業年度）の規定にかかわらず、平成22年7月1日から始まる当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成23年6月30日までとする。

（最初の取締役及び監査役の報酬等）

第2条 定款第26条（取締役の報酬等）及び第33条（監査役の報酬等）の規定にかかわらず、当会社の会社成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「当初報酬額」という。）は、年額500,000千円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の当初報酬額は、年額50,000千円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結のときをもって削除されるものとする。

別紙2「株式会社グローバル住販 第3回新株予約権の内容」

株式会社グローバル住販
第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称「株式会社グローバル住販 第3回新株予約権」

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、平成18年8月30日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、平成18年8月30日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個当たり金14,500円

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金14,500円とする。

なお、平成18年8月30日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- ・当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ・当社が時価(ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ・上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

平成20年10月14日から平成28年8月9日までとする。

5. 本新株予約権の行使の条件

- ・本新株予約権者は、上記に定める行使期間にかかわらず、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場された日後1年を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。
- ・本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ・本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ・本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ・その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 本新株予約権の取得条項

- ・本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ・以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

9. 組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存本新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項に準じて決定する。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第3項で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ・新株予約権の行使の条件

第5項に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第6項に準じて決定する。

- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ・新株予約権の取得条項

第8項に準じて決定する。

10. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙3「株式会社 THEグローバル社 第1回新株予約権の内容」

株式会社 THEグローバル社
第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称「株式会社 THEグローバル社 第1回新株予約権」

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、平成22年3月8日以降当社成立の日の前日までに、株式会社グローバル住販(以下「グローバル住販」という。)が、グローバル住販の普通株式につき株式分割(普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)を行う場合、及び、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個当たり金14,500円

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金145円とする。

なお、平成22年3月8日以降当社成立の前日までに、グローバル住販に以下の事由が生じた場合、及び、本新株予約権割当後、当社に以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- ・グローバル住販がグローバル住販普通株式につき株式分割又は株式分割を行う場合、及び、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ・グローバル住販が時価を下回る価額で、グローバル住販普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。以下同じ。)、及び、当社が時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数(平成22年3月8日以降当社の成立の前日までにについてはグローバル住販の発行済普通株式総数からグローバル住販が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数)とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ・上記 及び のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成28年8月9日までとする。

5. 本新株予約権の行使の条件

- ・本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - ・本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ・本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - ・その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。
6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による本新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
8. 本新株予約権の取得条項
- ・本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
9. 組織再編行為時の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存本新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ・交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項に準じて決定する。
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第3項で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ・新株予約権を行使することができる期間
第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ・新株予約権の行使の条件
第5項に準じて決定する。
 - ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第6項に準じて決定する。
 - ・譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ・新株予約権の取得条項

第8項に準じて決定する。

10. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙4「株式会社グローバル住販 第4回新株予約権の内容」

株式会社グローバル住販
第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称「株式会社グローバル住販 第4回新株予約権」

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、平成18年11月24日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、平成18年11月24日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個当たり金14,500円

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金14,500円とする。

なお、平成18年11月24日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- ・当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ・当社が時価(ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ・上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4．本新株予約権を行使することができる期間

平成20年11月25日から平成28年11月24日までとする。

5．本新株予約権の行使の条件

- ・本新株予約権者は、上記に定める行使期間にかかわらず、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場された日後1年を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。
- ・本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ・本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ・本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ・その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

6．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8．本新株予約権の取得条項

- ・本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ・以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - （ ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - （ ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - （ ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

9．組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項に準じて決定する。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第3項で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ・新株予約権の行使の条件

第5項に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第6項に準じて決定する。

- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ・新株予約権の取得条項

第8項に準じて決定する。

10. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙5「株式会社 THEグローバル社 第2回新株予約権の内容」

株式会社 THEグローバル社
第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称「株式会社 THEグローバル社 第2回新株予約権」

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、平成22年3月8日以降当社成立の前日までに、株式会社グローバル住販(以下「グローバル住販」という。)が、グローバル住販の普通株式につき株式分割(普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)を行う場合、及び、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個当たり金14,500円

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金145円とする。

なお、平成22年3月8日以降当社成立の前日までに、グローバル住販に以下の事由が生じた場合、及び、本新株予約権割当後、当社に以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- ・グローバル住販がグローバル住販普通株式につき株式分割又は株式分割を行う場合、及び、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ・グローバル住販が時価を下回る価額で、グローバル住販普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。以下同じ。)、及び、当社が時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数(平成22年3月8日以降当社の成立の前日までにについてはグローバル住販の発行済普通株式総数からグローバル住販が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数)とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ・上記 及び のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成28年11月24日までとする。

5. 本新株予約権の行使の条件

- ・本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - ・本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ・本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - ・その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。
6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による本新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
8. 本新株予約権の取得条項
- ・本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
9. 組織再編行為時の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存本新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ・交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項に準じて決定する。
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第3項で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ・新株予約権を行使することができる期間
第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ・新株予約権の行使の条件
第5項に準じて決定する。
 - ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第6項に準じて決定する。
 - ・譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ・新株予約権の取得条項

第8項に準じて決定する。

10. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙6「株式会社グローバル住販 第5回新株予約権の内容」

株式会社グローバル住販
第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称「株式会社グローバル住販 第5回新株予約権」

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、平成18年8月30日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、平成18年8月30日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個当たり金14,500円

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金14,500円とする。

なお、平成18年8月30日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- ・当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ・当社が時価(ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ・上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4．本新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月14日から平成28年8月9日までとする。

5．本新株予約権の行使の条件

- ・本新株予約権者は、上記に定める行使期間にかかわらず、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場された日後1年を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。
- ・本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ・本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ・本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ・その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

6．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8．本新株予約権の取得条項

- ・本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ・以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

9．組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項に準じて決定する。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第3項で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ・新株予約権の行使の条件

第5項に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第6項に準じて決定する。

- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ・新株予約権の取得条項

第8項に準じて決定する。

10. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙7「株式会社 THEグローバル社 第3回新株予約権の内容」

株式会社 THEグローバル社
第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称「株式会社 THEグローバル社 第3回新株予約権」

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、平成22年3月8日以降当社成立の前日までに、株式会社グローバル住販(以下「グローバル住販」という。)が、グローバル住販の普通株式につき株式分割(普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)を行う場合、及び、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個当たり金14,500円

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金145円とする。

なお、平成22年3月8日以降当社成立の前日までに、グローバル住販に以下の事由が生じた場合、及び、本新株予約権割当後、当社に以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- ・グローバル住販がグローバル住販普通株式につき株式分割又は株式分割を行う場合、及び、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ・グローバル住販が時価を下回る価額で、グローバル住販普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。以下同じ。)、及び、当社が時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数(平成22年3月8日以降当社の成立の前日までにについてはグローバル住販の発行済普通株式総数からグローバル住販が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数)とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ・上記 及び のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成28年8月9日までとする。

5. 本新株予約権の行使の条件

- ・本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - ・本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ・本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - ・その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。
6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による本新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
8. 本新株予約権の取得条項
- ・本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
9. 組織再編行為時の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存本新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ・交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項に準じて決定する。
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第3項で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ・新株予約権を行使することができる期間
第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ・新株予約権の行使の条件
第5項に準じて決定する。
 - ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第6項に準じて決定する。
 - ・譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ・新株予約権の取得条項

第8項に準じて決定する。

10. 端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	(株) THEグローバル社 (完全親会社)	(株)グローバル住販 (完全子会社)
株式移転比率	1	100

(注) 本株式移転に伴い、(株)グローバル住販の普通株式1株に対して新たに設立する当社の普通株式100株を割当交付いたします。

2．株式移転比率の算定根拠等

(1) 算定の根拠

本株式移転は、(株)グローバル住販単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであります。その中で、株式移転時の(株)グローバル住販の株主構成と当社の株主構成に変化は生じないことから1：1の株式移転比率を検討しておりましたが、1単元を100株とする投資単位の水準と現行の1株当たりの株価水準を勘案し、当社成立日の前日の(株)グローバル住販の最終の株主名簿に記録された株主に対して、その有する(株)グローバル住販の普通株式1株につき、当社の普通株式100株を割当てることとしました。

(2) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記(1)の理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(株)グローバル住販では単元株制度を採用しておりませんが、当社では1単元につき、100株の単元株制度を採用します。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

(株)グローバル住販の株主が、その有する(株)グローバル住販の普通株式につき、(株)グローバル住販に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年4月9日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)グローバル住販に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、(株)グローバル住販が、上記臨時株主総会の決議の日（平成22年4月9日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成22年4月9日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、当日出席できない場合は、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成22年4月8日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時00分）までに議決権を行使することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日の前日の最終の(株)グローバル住販の株主名簿に記録された(株)グローバル住販の株主に割当てられます。株主は、自己の(株)グローバル住販の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

(1) 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

(株)グローバル住販が発行している新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項第3号の規定により、(株)グローバル住販の新株予約権の買取請求権は発生しません。

なお、(株)グローバル住販は、本届出書提出日現在、新株予約権付社債を発行しておりません。

(2) 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は、新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続き）】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、(株)グローバル住販の最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面、備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書面を、(株)グローバル住販の本店に平成22年3月25日より備置く予定です。は、平成22年3月8日開催の(株)グローバル住販の取締役会において作成し、承認された株式移転計画です。は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。は、本株式移転に際して(株)グローバル住販の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。は、(株)グローバル住販の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。は備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書類です。これらの書類は、(株)グローバル住販の本店で閲覧することができます。

2．臨時株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成22年2月28日	臨時株主総会基準日
平成22年3月8日	本株式移転計画承認取締役会
平成22年4月9日（予定）	本株式移転計画承認臨時株主総会
平成22年7月1日（予定）	当社設立登記日（効力発生日）
平成22年7月1日（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 株式について

(株)グローバル住販の株主が、その有する(株)グローバル住販の普通株式につき、(株)グローバル住販に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年4月9日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)グローバル住販に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、(株)グローバル住販が、上記臨時株主総会の決議の日（平成22年4月9日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

(株)グローバル住販が発行している新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項第3号の規定により、(株)グローバル住販の新株予約権の買取請求権は発生しません。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら(株)グローバル住販の経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられますが、当社の主要な経営指標としては、会計監査人の監査証明を受けているものではありません。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月
売上高 (千円)	-	5,370,813	8,336,208	16,216,310	19,979,480
経常利益 (千円)	-	302,003	691,639	1,346,251	410,925
当期純利益 (千円)	-	164,706	365,570	750,276	101,511
純資産額 (千円)	-	226,327	638,652	1,683,975	1,712,867
総資産額 (千円)	-	7,329,199	16,586,932	13,737,866	8,963,315
1株当たり純資産額 (円)	-	122,558.67	28,359.35	65,986.49	67,118.62
1株当たり当期純利益 (円)	-	89,905.44	19,920.99	32,090.51	3,977.72
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	31,631.86	3,862.83
自己資本比率 (%)	-	3.1	3.9	12.3	19.1
自己資本利益率 (%)	-	73.4	84.7	64.6	6.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	3.33	19.53
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	2,966,745	8,156,089	4,375,555	4,406,891
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	67,836	40,385	599,507	9,755
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	3,671,841	8,205,655	3,605,530	4,878,723
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	1,340,952	1,430,904	1,601,366	1,139,197
従業員数 (人)	-	77	87	109	73

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. (株)グローバル住販は第8期より連結財務諸表を作成しております。

3. 第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、(株)グローバル住販株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第8期及び第9期の株価収益率については、(株)グローバル住販株式は非上場であるため記載しておりません。

5. 第8期及び第9期の連結財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第10期及び第11期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

6. (株)グローバル住販は、平成18年8月1日の取締役会決議に基づき、平成18年8月29日で1株につき10株の株式分割を行っております。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

平成22年3月8日 (株)グローバル住販は、本株式移転計画を作成し、臨時株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議

平成22年4月9日 (株)グローバル住販の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、(株)グローバル住販がその完全子会社となることについて決議（予定）

平成22年7月1日 (株)グローバル住販が株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社の普通株式をジャスダック証券取引所（注）に上場（予定）

なお、(株)グローバル住販の沿革につきましては、(株)グローバル住販の有価証券報告書（平成21年9月28日提出）記載のとおりです。

（注）(株)グローバル住販は、当社の株式について、ジャスダック証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

なお、ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日に株式会社大阪証券取引所と合併することを予定しており、当該合併の効力が発生した場合、当社の株式は株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場に上場される予定です。

3【事業の内容】

当社は、傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる(株)グローバル住販及びその関連会社で構成される当社グループの主な事業の内容は以下のとおりです。

(1) 不動産分譲事業

不動産分譲事業は、当社グループの中核事業であり、自社ブランド「ウィルローズ」シリーズとして主に首都圏において新築マンションの企画・開発・分譲を行っております。また、当事業は、(株)グローバル住販が販売代理で培ってきた商品企画力、マーケティング力を生かし、企画コンサルティングを行いながら、(株)エルシードが用地仕入の実施、外注先を利用しての設計監理や建設工事といった開発を行い、エンドユーザーに分譲しております。シングル又はDINKS向けの1LDKを中心としたコンパクトマンションの開発から3LDK・4LDKタイプ中心のファミリータイプマンションの開発まで、その物件のエリアや交通・立地条件等の特性を考慮して、物件毎にロット割り構成・設備・デザイン性の商品企画に独自性を持たせております。その他、当事業では戸建分譲も行っております。

(2) 不動産販売代理事業

当社グループ開発物件（以下「自社開発物件」という）の販売業務に加え、他社ディベロッパーの開発物件（以下「他社開発物件」という）の販売代理を行っているのが、不動産販売代理事業であります。自社開発物件のみならず他社開発物件においても、プロジェクト用地の仕入段階から事業に参画し、商品企画の提案を行い、販売業務については販売企画の提案、モデルルームの運営管理、接客販売業務、契約業務、エンドユーザーへの引渡業務までを行っております。また、新築マンションの販売代理に限らず、不動産の仲介業務（売買仲介）もこれに含まれます。

(3) 不動産ソリューション事業

不動産ソリューション事業は、エンドユーザーに分譲するマンション・住宅等以外の収益用不動産を開発又はリノベーションを行い、一般投資家、私募ファンド、J-REIT等へ一括売却する事業であります。事業用地を仕入れ、賃貸マンションやオフィス・商業ビル等の(株)グローバル住販がその土地に最も合うと考える収益物件を開発しております。また、既存のビル等を取得し、外観デザインや設備等のリノベーションを行い、収益性の高い物件として再生させることにより不動産のバリューアップを図っております。

(4) その他の事業

その他事業においては、自社開発を行った分譲マンションの管理業務を行っております。マンション管理業務は、平成18年8月の「ウィルローズ瑞江」の管理業務開始を皮切りに、当社グループで分譲したマンションの管理業務を受託し、事業拡大を図っております。

なお、当該事業に携わっている主要な関係会社については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成（公開買付け）の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」記載の事業系統図をご参照ください。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】**(1) 当社の状況**

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の連結会社の平成21年12月31日の従業員の状況は以下のとおりです。

平成21年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
不動産分譲事業	8
不動産販売代理事業	19
不動産ソリューション事業	1
その他の事業	2
全社（共通）	14
合計	44

（注）1．従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であります。

2．臨時従業員については全社員の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社の完全子会社となる(株)グローバル住販において労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱グローバル住販の業績等の概要については、㈱グローバル住販の有価証券報告書（平成21年9月28日提出）及び四半期報告書（平成21年11月12日及び平成22年2月12日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱グローバル住販の生産、受注及び販売の状況については、㈱グローバル住販の有価証券報告書（平成21年9月28日提出）及び四半期報告書（平成21年11月12日及び平成22年2月12日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱グローバル住販の対処すべき課題については、㈱グローバル住販の有価証券報告書（平成21年9月28日提出）及び四半期報告書（平成21年11月12日及び平成22年2月12日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により㈱グローバル住販の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における㈱グローバル住販の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるということが想定されます。㈱グローバル住販の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において㈱グローバル住販が判断したものであります。

(1) 有利子負債への依存と金利変動の影響について

当社グループは、用地の取得資金及び建築資金を主に金融機関からの借入金により調達しており、有利子負債依存度が高い水準にあります。今後においても、事業拡大に伴い有利子負債は高い水準で推移するものと想定され、資金借入が十分に行えなくなった場合や金利が上昇した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

項目	平成20年6月期 連結会計年度末 (平成20年6月30日)	平成21年6月期 連結会計年度末 (平成21年6月30日)
	千円	千円
有利子負債残高 (A)	10,456,673	5,854,213
短期借入金	2,529,873	675,000
1年内返済予定の長期借入金	5,561,269	2,985,051
長期借入金	2,021,529	2,041,354
社債	344,000	148,000
その他の有利子負債	-	4,808
総資産額 (B)	13,737,866	8,963,315
有利子負債依存度 (A / B)	76.1%	65.3%

(2) 金融機関からの資金調達にかかるリスク

当社グループの不動産開発において、多くは土地仕入時に金融機関から事業資金の借入を行っております。それゆえ、計画通りに物件の引渡ができない場合や借入先である金融機関との良好な関係が維持できなくなった場合には、返済期限の延長ができなかったり、資金回収前に金融機関から返済を求められることがあります。それゆえ、代替の資金調達ができなかった場合には、資金繰りに窮する可能性があります。

(3) 不動産市況の悪化によるリスク

当社グループの事業は、景気動向、金利動向、地価動向及び税制改正等の影響を受けやすいため、経済・雇用情勢等の悪化により、消費者の不動産購入意欲や投資家による不動産投資意欲が減退した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があり、仕入済の開発用不動産及び商品である販売用不動産の価値の下落が起こった場合には、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 用地取得にかかるリスクについて

当社グループでは、仕入物件の選定基準として、事業採算性の見地から所定の基準を設けておりますが、不動産市況の変化や、用地取得の競争の激化等により、当社グループの基準や当社グループの事業戦略に合う優良な土地を仕入れることが困難となった場合に、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合について

不動産業界においては、事業を営むために「宅地建物取引業法」に基づく宅地建物取引業者の免許を受ける必要がありますが、一般的に参入障壁が高いとは言えず、多くの不動産業者が激しく競争している状況にあります。

今後、販売代理事業における販売委託元のディベロッパーが、他社に販売を委託するまたは自社で販売するようになり、当社の販売受託が減ることとなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 建築工事等について

当社グループは、不動産分譲事業、不動産ソリューション事業における建築工事は外注により行っております。外注先の選定にあたっては品質、建築工期及びコスト等を勘案して決定しており、特定の外注先に依存しないように努めております。

当社グループは、品質管理及び工期遅延防止のため、毎週、工程進捗会議を行い物件の進捗や問題点の報告、検討及び方向性の確認を行うとともに、設計監理者及び外注先との定例会議を行うことにより、工期スケジュール等の確認を行っております。しかしながら、工事中の事故、外注先の倒産や請負契約の不履行、その他予期せぬ事象が発生した場合、工事の中止及び遅延、建築コストの上昇等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 瑕疵担保リスクについて

当社グループは、不動産分譲事業、不動産ソリューション事業における建築工事は外注により行っており、当社が販売する建物についての瑕疵については、外注先の施工会社の工事保証にて担保しております。しかしながら、施工会社の財政状態が悪化または破綻する等により施工会社が負うべき瑕疵の担保責任が履行されない場合には、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、(株)グローバル住販連結子会社(株)エルシードは、財団法人住宅保証機構の登録業者となり、同社が売主となって当社グループが分譲するマンションは、住宅性能保証制度に登録しておりますので、当該制度の保険に裏付けされた10年保証により、購入者の保護がなされております。

また、土地については土地の仕入時及び開発中において、後述の通り調査を行っておりますが、物件の引渡後瑕疵が発見され、(株)グローバル住販が是正又は賠償する必要が生じた場合には、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 土地仕入時において予測できないリスク

当社グループでは、土地の仕入に際して、さまざまな調査を行い、土地仕入の意思決定をしておりますが、土地仕入時には予想がつかない土壌汚染や地中埋設物等の瑕疵が発見された場合や近隣への建築工事中の騒音や竣工後の日影の影響等に対する近隣住民の反対運動が発生した場合には、プロジェクトの工程に遅れをきたすと同時に、追加費用が発生する場合があります。

当社グループの開発物件におきまして、これまで事業収支に大きな影響を与える地中障害や多額の近隣補償費等の支払いが発生した事例はありませんが、今後において、当社グループの予想を超えた地中障害や近隣反対運動が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) アスベスト対策について

当社グループは、不動産分譲事業並びに不動産ソリューション事業におきまして土地建物の取得を行っており、土地の取得に際しましては、当該土地上に解体を目的とした既存建物が存在している場合、アスベストの使用に関して確認を行っております。アスベストの使用が確認された場合、飛散防止対策を実施するとともに解体により発生した廃棄物は法令に基づいた処理を行っております。また、不動産ソリューション事業におきまして土地建物を購入する際にもアスベストの使用について確認を行っております。

しかしながら、当該建物に吹き付けられたアスベストが経年劣化等により飛散する恐れが生じた場合や、当社グループが想定する範囲を越えての使用が判明した場合には、アスベストの除去又は封じ込め等の費用が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 事業に係る法的規制

当社グループの各社は、事業に必要な「宅地建物取引業法」に基づく宅地建物取引業者の免許や「マンション管理適正化推進法」に基づくマンション管理業者の登録を受けております。かかる免許を受けている各社は、各法令上の規制と当局の監督を受けます。また、各事業の継続には、かかる免許が必要なため、仮にこれらの免許及び登録の取消事由等に該当する何らかの問題が発生し、業務停止命令や免許の取消処分を受けた場合には、当社グループの事業遂行に支障をきたすことが予想されます。

その他当社グループの事業にかかる法的規制としては、「都市計画法」「建築基準法」「宅地造成等規制法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等があります。当社グループはこれらの法律を遵守しておりますが、今後法令等の改正又は新たな規制の制定によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 個人情報の保護について

当社グループでは、主に不動産分譲事業並びに不動産販売代理事業を通じて多数のお客様の個人情報を取り扱っており、その取扱には十分な注意を払っております。当社グループのホームページにおきましても個人情報保護方針を掲載し、個人情報の取り扱いについて説明を行っております。個人情報の機密保持につきましては、施錠されたロッカーに保管し、電子ファイルはパスワードによる管理を行っております。また、当社グループでは各部署の責任者で組織したコンプライアンス委員会において、ビデオ等による説明会、研修等を定期的に関催し、情報管理の重要性の周知徹底、個人情報に対する意識の徹底を図っております。

当社グループでは、個人情報の保護に注力しておりますが、不正侵入や不正アクセス等の不測の事態によって、万が一、個人情報の漏洩が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟等について

当社グループは、現時点において業績に影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが開発、販売、管理する不動産物件において、瑕疵、土壌汚染、販売活動等を起因として、訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害等について

当社グループが取り扱う物件のエリアにおいて、地震、火災、津波、大型台風等の自然災害が発生し、当社グループが取り扱う物件が毀損、滅失等の被害を被った場合は、追加費用やプロジェクトの進捗遅延等が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループは、首都圏を中心として不動産事業を展開しておりますが、今後、地方主要都市にも事業エリアの拡大を図った場合には、各地域における自然災害等の被害を被るリスクが発生いたします。

(14) 物件の引渡時期にかかるリスクについて

当社グループでは、不動産分譲事業、不動産販売代理事業及び不動産ソリューション事業におきましては、物件の引渡時を売上計上時期としております。大規模プロジェクトや利益水準の高いプロジェクト等により、ある特定の時期に収益が偏重する場合があります。当社グループにおきましては平成22年6月期において下期に売上の偏重が見込まれております。将来、不測の事態による工事遅延等が発生し、物件の引渡時期が期末を越える遅延が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、(株)グローバル住販の有価証券報告書（平成21年9月28日提出）及び四半期報告書（平成21年11月12日及び平成22年2月12日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の設備投資等の概要については、(株)グローバル住販の有価証券報告書（平成21年9月28日提出）及び四半期報告書（平成21年11月12日及び平成22年2月12日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の主要な設備の状況については、(株)グローバル住販の有価証券報告書（平成21年9月28日提出）及び四半期報告書（平成21年11月12日及び平成22年2月12日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の設備の新設、除却等の計画については、(株)グローバル住販の有価証券報告書（平成21年9月28日提出）及び四半期報告書（平成21年11月12日及び平成22年2月12日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

平成22年7月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,559,800	ジャスダック証券取引所 (注2)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。
計	2,559,800	-	-

(注) 1. (株)グローバル住販の発行済株式総数25,598株(平成22年2月28日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2. (株)グローバル住販は、当社の株式について、ジャスダック証券取引所に新規上場申請を行う予定です。
 なお、ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日に株式会社大阪証券取引所と合併することを予定しており、当該合併の効力が発生した場合、当社の株式は株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場に上場される予定です。

(2)【新株予約権等の状況】

(株)グローバル住販が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。
株式会社 THEグローバル社第1回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成22年7月1日)
新株予約権の数(個)	849(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,900(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり14,500(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙3の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙3の9をご参照下さい。

- (注)1.平成21年12月31日現在の株式会社グローバル住販第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社グローバル住販第3回新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社 THEグローバル社第1回新株予約権1個を交付します。したがって、株式会社グローバル住販第3回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。
- 2.(注)1.と同じ理由により変動の可能性があります。また、株式移転計画書別紙3の2をご参照下さい。
- 3.株式移転計画書別紙3の3をご参照下さい。
- 4.株式移転計画書別紙3の6をご参照下さい。

株式会社 THEグローバル社第2回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成22年7月1日)
新株予約権の数(個)	100(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり14,500(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年11月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙5の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙5の9をご参照下さい。

- (注)1.平成21年12月31日現在の株式会社グローバル住販第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社グローバル住販第4回新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社THEグローバル社第2回新株予約権1個を交付します。したがって、株式会社グローバル住販第4回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。
- 2.(注)1.と同じ理由により変動の可能性があります。また、株式移転計画書別紙5の2をご参照下さい。
- 3.株式移転計画書別紙5の3をご参照下さい。
- 4.株式移転計画書別紙5の6をご参照下さい。

株式会社 THEグローバル社第3回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成22年7月1日)
新株予約権の数(個)	63(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,300(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり14,500(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙7の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙7の9をご参照下さい。

- (注)1.平成21年12月31日現在の株式会社グローバル住販第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社グローバル住販第5回新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社THEグローバル社第3回新株予約権1個を交付します。したがって、株式会社グローバル住販第5回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。
- 2.(注)1.と同じ理由により変動の可能性があります。また、株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。
- 3.株式移転計画書別紙7の3をご参照下さい。
- 4.株式移転計画書別紙7の6をご参照下さい。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年7月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年7月1日	2,559,800	2,559,800	288,797	288,797	175,597	175,597

- (注) (株)グローバル住販の発行済株式総数25,598株(平成22年2月28日現在)に基づいて記載しており、平成22年7月1日時点の当社の発行済株式総数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の平成22年2月28日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	9	17	1	-	573	602	-
所有株式数(株)	-	205	1,144	5,305	78	-	18,866	25,598	-
所有株式数の割合(%)	-	0.80	4.46	20.72	0.30	-	73.70	100.0	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の平成22年2月28日現在の議決権の状況は以下のとおりです。

平成22年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,598	25,598	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	25,598	-	-
総株主の議決権	-	25,598	-

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成22年7月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

(株)グローバル住販は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、(株)グローバル住販の取締役、監査役及び従業員並びに(株)グローバル住販の子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて、平成18年8月9日開催の臨時株主総会、平成18年11月24日開催の臨時株主総会において特別決議されたものです。

本株式移転に際し、これらの決議に基づき発行された新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成22年7月1日に交付される予定です。

株式会社 THEグローバル社第1回新株予約権

決議年月日	平成18年8月9日開催の臨時株主総会及び平成18年10月13日開催の取締役会（注）1．
付与対象者の区分及び人数	㈱グローバル住販の従業員及び㈱グローバル住販の子会社の取締役及び従業員29名（注）2．
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．㈱グローバル住販第3回新株予約権の決議年月日であります。

2．本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。

株式会社 THEグローバル社第2回新株予約権

決議年月日	平成18年11月24日開催の臨時株主総会及び平成18年11月24日開催の取締役会（注）1．
付与対象者の区分及び人数	㈱グローバル住販の取締役1名（注）2．
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．㈱グローバル住販第4回新株予約権の決議年月日であります。

2．本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。

株式会社 THEグローバル社第3回新株予約権

決議年月日	平成18年8月9日開催の臨時株主総会及び平成19年7月13日開催の取締役会（注）1．
付与対象者の区分及び人数	㈱グローバル住販の従業員及び㈱グローバル住販の子会社の取締役及び従業員18名（注）2．
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．㈱グローバル住販第5回新株予約権の決議年月日であります。

2．本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成22年7月1日に設立予定であるため、該当事項はありません。

当社の配当につきましては、株主総会の決議により定める予定であります。ただし、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当）につきましては、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定める予定であります。

4【株価の推移】

当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月
最高(円)	-	-	-	255,000	129,900
最低(円)	-	-	-	43,850	13,300

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成20年3月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年9月	10月	11月	12月	平成22年1月	2月
最高(円)	89,000	81,000	78,000	58,900	70,000	70,000
最低(円)	76,000	71,000	54,000	54,500	48,300	54,500

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役社長		永嶋 秀和	昭和45年11月6日生	平成7年4月 扶桑レクセル株式会社入社 平成10年11月 有限会社グローバル住販 代表取締役 平成11年2月 同社を株式会社グローバル住販に組織変更 代表取締役社長（現任） 平成17年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント 取締役 平成18年6月 株式会社ヒューマンヴェルディ（現 株式会社エルキャスト）代表取締役社長 平成18年9月 株式会社エルシード 取締役（現任） 平成21年7月 株式会社エルキャスト 取締役（現任）	(注)3	940,000株
取締役		吉田 修	昭和41年2月11日生	平成2年4月 株式会社大京入社 平成11年5月 株式会社グローバル住販入社 業務部長 平成13年11月 株式会社エルシード 代表取締役社長 平成14年8月 株式会社エルシード 取締役 平成14年9月 株式会社グローバル住販 取締役 業務部長 平成17年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント 監査役 平成18年7月 株式会社グローバル住販 取締役 管理部長 平成19年4月 株式会社グローバル住販 取締役 財務経理部長（現任）	(注)3	48,000株
取締役		岡田 一男	昭和45年8月21日生	平成8年10月 星税務会計事務所入所 平成11年9月 株式会社グローバル住販入社 平成17年7月 株式会社グローバル住販 経営企画室長（現任） 平成19年3月 株式会社エルシード 取締役（現任）	(注)3	6,000株
取締役		永嶋 康雄	昭和38年3月28日生	昭和61年4月 タカラスタンダード株式会社入社 平成元年10月 株式会社大京入社 平成3年9月 株式会社住宅建設入社 平成7年7月 株式会社エコーハウジング（現 株式会社ランドコンサルジャパン）代表取締役社長 平成10年9月 有限会社シー・アール・エス（現 株式会社グローバル住販）代表取締役社長 平成13年11月 株式会社エルシード 監査役 平成14年8月 株式会社エルシード 代表取締役社長（現任）	(注)3	230,000株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役		宗吉 敏彦	昭和40年2月25日生	平成元年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成8年6月 株式会社クリード 代表取締役社長 平成11年2月 株式会社グローバル住販 取締役(現任) 平成11年5月 株式会社フィデック 取締役 平成21年1月 更生会社 株式会社クリード 管財人(現任)	(注)3	
監査役 (常勤)		三枝 龍次郎	昭和19年8月27日生	昭和43年4月 株式会社日本勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成元年7月 株式会社オリエントコーポレーション 出向 平成3年9月 株式会社オリエントコーポレーション 常務取締役 平成14年6月 東京リース株式会社 管理部長 平成18年9月 株式会社エルシード 監査役(現任) 平成18年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント 監査役(現任) 平成18年9月 株式会社グローバル住販 常勤監査役(現任)	(注)4	
監査役		後藤 勇	昭和15年6月6日生	昭和38年4月 株式会社日本勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成5年1月 日本土地建物株式会社 常務取締役 平成11年6月 日産建設株式会社 監査役 平成15年1月 日本土地建物販売株式会社 監査役 平成18年1月 日本土地建物株式会社 非常勤顧問 平成18年5月 株式会社グローバル住販 監査役(現任) 平成18年9月 株式会社エルシード 監査役(現任) 平成18年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント 監査役(現任)	(注)4	
監査役		岡崎 鶴男	昭和8年11月4日生	昭和27年11月 警視庁 入庁 昭和58年2月 警視庁 千住警察 署長 昭和62年9月 警視庁 警視正 平成元年3月 警視庁 麻布警察 署長 平成4年9月 警視庁 警視長 平成4年9月 退官 平成4年9月 有限会社岡崎 代表取締役社長(現任) 平成19年5月 株式会社グローバル住販 監査役(現任)	(注)4	

(注)1. 取締役宗吉敏彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役三枝龍次郎、後藤勇及び岡崎鶴男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成22年7月1日である当社の設立日より、平成24年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成22年7月1日である当社の設立日より、平成26年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しています。

6. 所有株式数は、平成22年2月28日現在の所有株式数に基づいて記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を確保しつつ、健全に発展していくために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。

さらに、この目的を実現するためにも、株主をはじめとする利害関係者への経営情報の適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）に対応した体制を整備し、以て株主や投資家が適正に意思決定を行える環境を構築することにより透明性の高い経営を行っていく方針であります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の内容

会社の機関設計の内容

(イ) 取締役会

取締役会は取締役5名（社外取締役1名を含む。）で構成する予定であります。定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う予定であります。

(ロ) 監査役

当社は、監査役制度のもと、監査役3名によって構成する予定であります。監査役会を毎月開催し、各監査役が監査計画に則して行った監査役監査について、議論を行い、具体的問題について十分に分析・検討した上で、経営改善に繋げる予定であります。

また、監査役は取締役会並びにグループ経営会議及びコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査を行う予定であります。

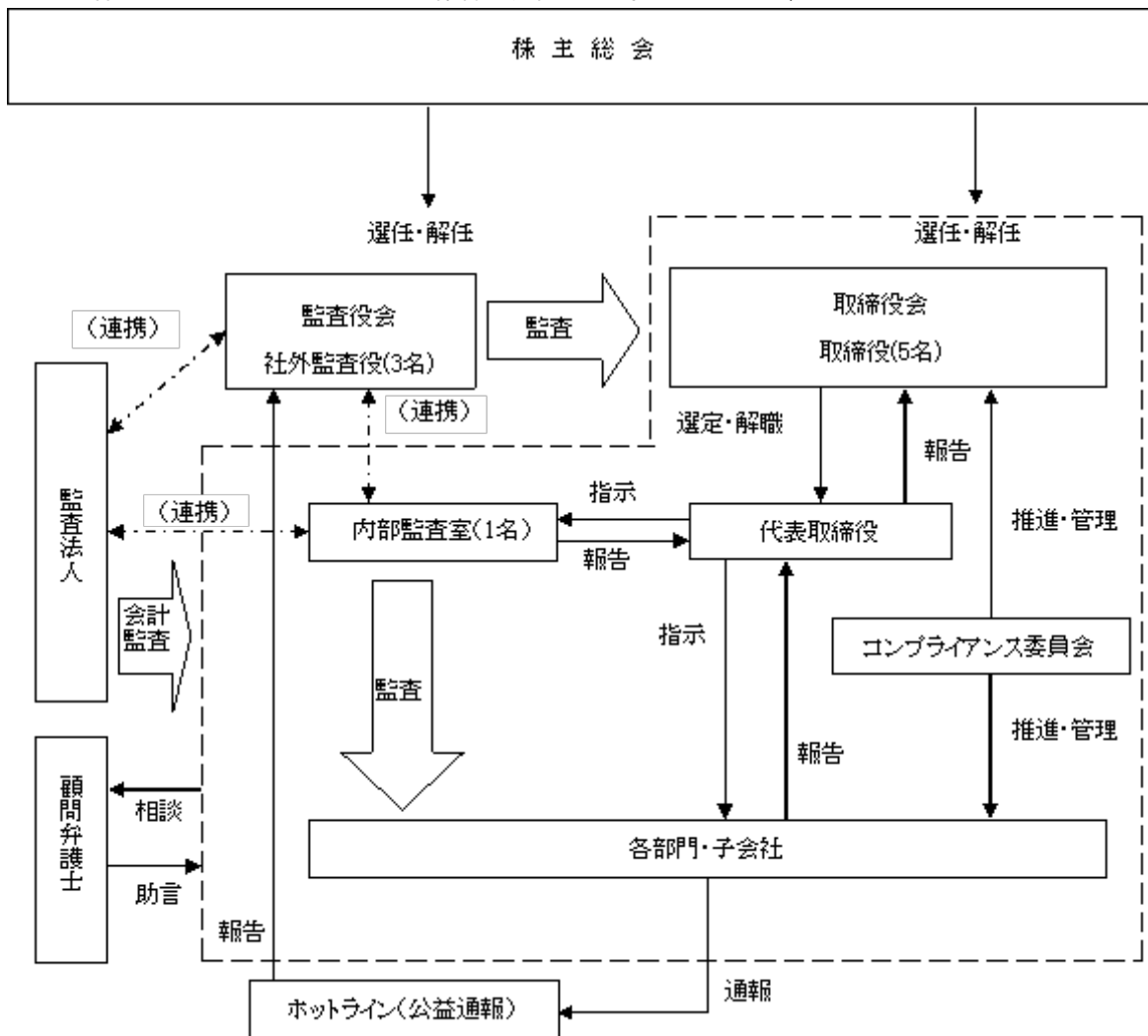
(ハ) コンプライアンス委員会

当社グループでは、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、その統制方針、体制、行動規範を定めたコンプライアンス管理規程を定め、それに基づき当社の代表取締役社長を委員長として各部署より選任された委員によって構成されるコンプライアンス委員会を随時開催し、様々なコンプライアンス上の課題の検討、並びに全役員及び従業員を対象とした研修を行う予定であります。

また、リスク情報収集の観点から、公益通報者保護規程に基づく当社グループの全役員及び従業員のためのホットライン（公益通報窓口）を設置し、常勤監査役が日々公益通報の有無を確認することにより、リスクファクターの早期発見に努める予定であります。

（当社のコーポレート・ガバナンス体制）

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下となる予定であります。



内部統制システムの整備の内容

< 内部統制システム構築の基本方針 >

当社は会社法及び会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下の通り定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図る予定であります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 取締役会は「取締役会規程」に取締役会決議・報告事項等を定め、当該決議・報告事項等の定めにより会社の業務執行を決定する。
- () 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- () 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- () 代表取締役をコンプライアンス管理規程の実施統括責任者とし、「コンプライアンス委員会」が実施の推進及び管理を行う。
- () 「公益通報者保護規程」に基づき、監査役を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- () 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- () 株主総会議事録、取締役会議事録については、「取締役会規程」「文書管理規程」に則り、保存及び管理する。
- () 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- () 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- () 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- () 全社的な企業目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けてグループ各社が実施すべき具体的な目標を定め、各業務の執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」その他の規程に定める権限と責任および実施手続きにより効率的な業務執行体制とする。
- () 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」に基づき運用し、コンプライアンス体制を強化する。
- () 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- () 監査役を窓口とした社内通報制度を「公益通報者保護規程」に基づき運用し、内部監視体制を強化する。
- () 監査役は、当社の法令順守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

当社及びそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- () 経営管理については、「関係会社管理規程」を定め、当社への報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。
- () 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ各社社長等に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。
- () 内部統制報告制度に対応するため、IT統制のための基本規程として情報システム管理規程等を制定し、システム担当について他業務部門からの独立性を確保する。

監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- () 監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。
- () 上記()の使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- () 取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- () 監査役は取締役会のほかグループ経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときには、適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。
- () 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- () 社内通報窓口を利用して、全従業員が直接監査役に内部通報ができる体制とする。

財務報告の信頼性を確保するための体制

コーポレート・ガバナンス強化のために、会計監査人を設置する。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応のため、財務報告にかかる内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

内部監査、監査役監査及び会計監査人の相互連携

当社の内部監査室、監査役及び会計監査人は、四半期末・期末の定時のほか、必要に応じて随時情報交換を行う予定であります。監査役と内部監査室は原則として毎月第二週に定例の連絡会議を行い、内部監査の状況について報告・相談を行う予定であります。

また、必要に応じて、会計監査人に対しても会計処理についての相談を随時行う他、当社に即したコーポレート・ガバナンスの意識向上に向けたアドバイス等を受けながら、相互連携を図ることによりそれぞれの監査の実効性を高めるよう努めます。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外取締役1名、社外監査役3名を招聘する予定であります。社外取締役及び社外監査役と当社との間における人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係に該当する事項はありません。

(3) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

会計監査人との連携については、会計監査人から経営者に対して四半期ごとに行われる監査報告に、監査役、内部監査室長が臨席し、会計監査の過程、結果を確認していく予定であります。

(4) リスク管理体制の整備の内容

事業リスクの管理につきましては、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を中心にリスクに対する分析及び対応策を検討する予定であります。各部門において継続的な監視・把握を行い、所定のフローに基づくクレーム報告や公益通報制度に基づくホットラインを通して、リスクファクターの早期発見に努めるとともに、リスクに関する研修を行う予定であります。また、必要に応じて、取締役会等において適切な対応を検討する予定であります。

リスク管理体制については、当社の完全子会社となる㈱グローバル住販の体制を継承し、管理・運営に努めます。

(5) 役員報酬の内容

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、年額500百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内とする予定であります。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨、定款に定める予定であります。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨、定款に定める予定であります。

(8) 取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議において、議決権を行使することのできる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定める予定であります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 中間配当の決定機関

当社の配当の決定機関は株主総会ですが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨、定款に定める予定であります。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への利益還元を機会を充実させることを目的とするものであります。

(11) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役と社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、定款に定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨、定款に定める予定であります。これに基づき、当社は、社外取締役と社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

(12) 取締役と監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役と監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定める予定であります。

(13) 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策などの経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得できる旨、定款に定める予定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

該当事項はありません。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の経理の状況については、(株)グローバル住販の有価証券報告書（平成21年9月28日提出）及び四半期報告書（平成21年11月12日及び平成22年2月12日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第11期(自平成20年7月1日至平成21年6月30日)

平成21年9月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第12期第1四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

平成21年11月12日関東財務局長に提出

事業年度第12期第2四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

平成22年2月12日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成22年3月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成22年3月8日に関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社グローバル住販本店(東京都新宿区西新宿二丁目4番1号)

株式会社ジャスダック証券取引所(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる(株)グローバル住販の平成22年2月28日の株主の状況は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
永嶋 秀和	東京都中野区	9,400	36.72
株式会社クリード	東京都中央区日本橋室町1-8-6	2,800	10.93
永嶋 康雄	東京都港区	2,300	8.98
株式会社3H・トラスト	東京都中野区江古田1-22-15	1,000	3.90
株式会社ワイエムエスディー	東京都港区芝浦4-10-1	1,000	3.90
宮本 晋一	東京都新宿区	790	3.08
奥田 晃久	東京都中央区	790	3.08
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-11-1	619	2.41
吉田 修	東京都豊島区	480	1.87
徳永 早苗	東京都町田市	458	1.78
計		19,637	76.71

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成22年7月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成22年7月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。